

平成 28 年第 1 回
東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

東濃西部広域行政事務組合議会

平成 28 年第 1 回東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

平成 28 年 1 月 29 日（金曜日）午前 10 時 05 分開議 多治見市役所 全員協議会室

- | | | |
|------|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 議第 1 号 | 東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて |
| 第 4 | 議第 2 号 | 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて |
| 第 5 | 議第 3 号 | 東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて |
| 第 6 | 議第 4 号 | 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて |
| 第 7 | 議第 5 号 | 平成 27 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号） |
| 第 8 | 議第 6 号 | 平成 27 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 9 | 議第 7 号 | 平成 27 年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 10 | 議第 8 号 | 平成 27 年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 11 | 議第 9 号 | 平成 27 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算（第 1 号） |
| 第 12 | 議第 10 号 | 平成 27 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算（第 2 号） |
| 第 13 | 議第 11 号 | 平成 27 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算（第 1 号） |
| 第 14 | 議第 12 号 | 平成 28 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算 |
| 第 15 | 議第 13 号 | 平成 28 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算 |
| 第 16 | 議第 14 号 | 平成 28 年度東濃看護専門学校事業特別会計予算 |
| 第 17 | 議第 15 号 | 平成 28 年度東濃西部少年センター事業特別会計予算 |
| 第 18 | 議第 16 号 | 平成 28 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第 19 | 議第 17 号 | 平成 28 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算 |
| 第 20 | 議第 18 号 | 平成 28 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算 |
| 第 21 | 発議第 1 号 | 地方自治法 180 条の規定による管理者の専決処分事項について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

1 番	多治見市議会議長	加藤 元司
2 番	多治見市議会議員	柴田 雅也
3 番	多治見市議会議員	古庄 修一
4 番	瑞浪市議会議長	熊谷 隆男
5 番	瑞浪市議会議員	舘林 辰郎
6 番	瑞浪市議会議員	小川 祐輝
7 番	土岐市議会議長	西尾 隆久
8 番	土岐市議会議員	後藤 久男
9 番	土岐市議会議員	加藤 淳一

執行部の出席者（12名）

管理者	多治見市長	古川 雅典
副管理者	瑞浪市長	水野 光二
副管理者	土岐市長	加藤 靖也
参事	多治見市副市長	佐藤 喜好
会計管理者	多治見市会計管理者	打田 浩之
事務局長		金子 淳
総務企画課係長		今井 美奈子

総務企画課主査
総務企画課
総務企画課
東濃看護専門学校事務長
東濃西部少年センター所長

宮地 孝尚
深萱 美智子
田中 恵子
中島 芳典
宮嶋 昌治

午前 10 時 00 分開会

議長（西尾 隆久）皆様おはようございます。定刻を過ぎましたが、これより、平成 28 年第 1 回東濃西部広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち、諸般の報告についてはお手元に配布しましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

議長（西尾 隆久）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則 87 条の規定により、議長において、8 番、後藤久男君、9 番、加藤淳一君の両君を指名いたします。

議長（西尾 隆久）日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日と定めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

議長（西尾 隆久）次に、管理者の挨拶をいただきます。

管理者（古川 雅典）議長。

議長（西尾 隆久）管理者、多治見市長古川雅典君。

管理者（古川 雅典）皆さんおはようございます。平成 28 年第 1 回の東濃西部広域行政事務組合議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。本定例会では、条例 4 件、平成 27 年度の補正予算 7 件、平成 28 年度予算 7 件の計 18 議案を提案させていただきます。この間の大きな変化につきましては、事務局が、これまで虎溪山の上の総合庁舎にございましたが、3 市の市長及び県の関係者と連絡調整を行いまして、本年の 1 月 1 日から多治見市役所の本庁舎 3 階に、非常に居心地のいい、環境のいい所に引っ越しました。加えまして、家賃も、従来県に支払っていた家賃よりも大幅に下がりました。ぜひとも議員の皆様は、お帰りにちょっと覗いていただければと思います。お世話になります。よろしくお願いいたします。以上で挨拶といたします。ありがとうございます。

議長（西尾 隆久）ありがとうございました。それでは、日程第 3、議第 1 号「東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて」から、日程第 6、議第 4 号「東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて」を一括議題といたします。本案について執行部より説明を求めます。

5 番（館林 辰郎）はい。

議長（西尾 隆久）5 番、館林辰郎君。

5 番（館林 辰郎）議事進行についてですが、本日の議事日程は無いのか。

事務局長（金子 淳）議長。

議長（西尾 隆久）事務局長、金子淳君。

事務局長（金子 淳）1 号冊をお開きいただきますと、1 ページ目でございます。

議長（西尾 隆久） それでは、本案について、執行部より説明を求めます。事務局長金子淳君。

事務局長（金子 淳） はい。 それでは、条例制定・改正についてご説明させていただきます。まず、議第1号「東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて」でございます。

1号冊の議案1ページ及び2号冊の議案説明資料の1ページをご覧ください。制定の趣旨でございますが、地方自治法第292条の規定によりまして準用します、同法第200条第2項及び第202条の規定に基づきまして、これまで条例がございませんでしたので、監査委員について必要な事項を定めるものでございます。具体的には、事務局の設置。類型毎の各監査。それから例月出納検査、決算審査について規定。各規定の細かい内容につきましては概ね多治見市と同様の規定でございます。この条例につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

次に、議第2号「東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて」です。

1号冊の議案3ページ及び2号冊の議案説明資料2ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、地方自治法第292条の規定によりまして準用します、同法第138条第6項及び第200条第6項の規定に基づきまして、これまで規定がございませんでした、議会職員及び監査委員職員についての規定を加えるものでございます。具体的には、第1条中、管理者の事務部局の一般職員のみ規定しておりましたものに、議会及び監査委員の事務部局の一般職員を加えまして、第2条の表中に当該職員それぞれ定数の兼5人を加えるものでございます。この条例につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

次に、議第3号「東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて」をご説明いたします。1号冊の議案4ページ及び2号冊の議案説明資料4ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、災害等により、緊急に議会召集日を変更する場合に備えまして、条例に規定いたします、定例会の開催月に弾力性を持たせるため、改めさせていただくものでございます。具体的には、これまで毎年7月及び1月に定例会を開く規定でございまして、災害等事故があった場合には、臨時会を招集せざるを得なかったものを、3市の条例に合わせまして、年2回招集することにさせていただくものでございます。この条例につきましては、平成28年4月1日から施行いたしまして、平成28年7月定例会から適用される見込みでございます。

次に、議第4号「東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて」でございます。1号冊の議案5ページ及び2号冊の議案説明資料5ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴います、行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の規定に基づきまして、情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正しまして、用語の整理等を行うものでございます。具体的には、第1条で情報公開条例の一部を改正いたします。中身につきましては、「不服申し立て」を「審査請求」に改める。審査請求の対象に「不作為」を加える。「決定」を「裁決」に改める。その他の用語の整理でございます。次に、第2条で個人情報保護条例の一部を改正いたします。こちらも、第1条と同様に、「不服申し立て」を「審査請求」に改める。審査請求の対象に「不作為」を加える。「決定」を「裁決」に改める。その他の用語の整理を行うものでございます。第3条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正いたします。具体的には、「不服申し立て」を「審査請求」に改めると共に、書面交付を可

能といたしまして、書面交付に係る手数料は無料といたしますが、費用が発生する場合には請求者の負担とするものを加えるものでございます。合わせまして、用語の整理を行います。この条例につきましては、平成 28 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。条例制定及び改正につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（西尾 隆久）それではこれより質疑を行います。議第 1 号「東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 2 号「東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 3 号「東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて」質疑はありませんか。

5 番（館林 辰郎）はい。

議長（西尾 隆久）5 番、館林辰郎君。

5 番（館林 辰郎）提案理由についてはよく分かりましたけれども、地方自治法ではどうなっているのでしょうか。月は決まっていないのでしょうか。

事務局長（金子 淳）議長。

議長（西尾 隆久）事務局長、金子淳君。

事務局長（金子 淳）3 市の定例会条例につきましても、年何回という規定に留めておりまして、地方自治法でも、月まで定めなければならないものではないとの認識をしております。

議長（西尾 隆久）ほかに質疑はありませんか。

（ そ の 他 質 疑 無 し ）

議長（西尾 隆久）ほかに質疑は無いようですので、次に、議第 4 号「東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

議長（西尾 隆久）討論は無いようですので、これより採決を行います。議第 1 号「東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて」原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 2 号「東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて」原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 3 号「東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改

正するについて」原案通り可決することにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

議 長 (西尾 隆久) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議 長 (西尾 隆久) 次に、議第 4 号「東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて」原案通り可決することにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

議 長 (西尾 隆久) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議 長 (西尾 隆久) 次に、日程第 7、議第 5 号「平成 27 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 2 号)」から、日程第 13、議第 11 号「平成 27 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算 (第 1 号)」までを一括議題といたします。本案について執行部より説明を求めます。

事務局長 (金子 淳) 議長。

議 長 (西尾 隆久) 事務局長、金子淳君。

事務局長 (金子 淳) それでは、平成 27 年度補正予算に係ります、議第 5 号から議第 11 号までを一括で順次ご説明いたします。始めに 2 号冊議案説明資料の 13 ページ、会計別補正予算表をご覧ください。7 つの会計全てで補正を行いまして、合計で 339 万 1 千円の増額をお願いするものでございます。次に、3 号冊補正予算書、補正予算説明書の後ろの方でございしますが、47 ページをご覧ください。今回の補正にかかります、各市負担金の総括表でございします。全ての負担金におきまして、減額を見込んでおります。最終期での減額請求又は還付となります。

それでは、同じく 3 号冊の補正予算書、補正予算説明書の 1 ページをご覧ください。まず、議第 5 号「平成 27 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 2 号)」につきましてご説明いたします。歳入歳出予算額にそれぞれ 79 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 4,296 万 9 千円とするものでございます。5 ページをご覧ください。歳入の増額につきましては、平成 26 年度決算繰越金の受入れによるものでございます。次に、6 ページの歳出でございしますが、職員の異動等に伴います、給料、共済費の増額ほかにより増額をお願いするものでございます。なお、7 ページ、8 ページは、給与費の明細となっております。

次に、9 ページをご覧ください。議第 6 号「平成 27 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算 (第 1 号)」につきまして、歳入歳出予算額にそれぞれ 601 万 8 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算合計をそれぞれ 2,576 万 5 千円とするものでございます。13 ページをご覧ください。歳入の増額につきましては、平成 26 年繰越金の受入れによるものでございます。14 ページの歳出でございしますが、繰越金を基金に積み立てるほかにより増額をお願いするものでございます。

次に、15 ページをご覧ください。議第 7 号「平成 27 年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算 (第 1 号)」につきまして、歳入歳出予算額からそれぞれ 261 万 6 千円減額をいたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 252 万円とするものでございます。19 ページをご覧ください。歳入の減額につきましては、学業不振により中途退学等によりまして、学生数が減少したことによる授業料収入ほかでの減額でございします。20 ページの歳出でございしますが、職員の 1 名、部分休業取得したこと等によりまして、給料、職員手当等及び共済費、学生数の減

少に伴います、実習施設負担金ほかの減額をお願いするものでございます。なお、21 ページ及び 22 ページは給与費の明細としております。

次に、23 ページをご覧ください。議第 8 号「平成 27 年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、平成 26 年度繰越金の額の確定に伴いまして、歳入を補正して、財源の変更を行うものでございます。27 ページをご覧ください。歳入につきましては、繰越金を 77 万円受け入れまして、3 市負担金を 77 万円減額いたします。28 ページの歳出予算総額は、変動はございません。

次に、29 ページをご覧ください。議第 9 号「平成 27 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、歳入歳出予算額から、それぞれ 762 万 4 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 1,029 万 8 千円とするものでございます。33 ページをご覧ください。歳入の減額でございますが、5 市負担金の減額と、県補助金の受入れ及び平成 26 年度繰越金の受入れによります増額との相殺によるものでございます。34 ページの歳出でございますが、募集を 4 人行いましたところ、応募が 1 名しかございませんで、その 1 名につきまして、奨学生として決定いたしましたけれども、因みに土岐市が採用されましたが、1 名であったことによります貸付金の減額と、余剰資金を基金に積み立てることによります増額との相殺により、減額をお願いするものでございます。

次に、35 ページをご覧ください。議第 10 号「平成 27 年度東濃西部看護師修学資金事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、歳入歳出予算額にそれぞれ 732 万 6 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 4,110 万 6 千円とするものでございます。39 ページをご覧ください。歳入の増額につきましては、3 市負担金の減額と、県補助金の受入れ及び平成 26 年度繰越金の受入れとの相殺によるものでございます。40 ページの歳出でございますが、制度を離脱いたしました学生からの償還金分を 3 市に返還するための、償還金・利子及び割引料について増額及び積立金の増額をお願いするものでございます。

次に、41 ページをご覧ください。議第 11 号「平成 27 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第 1 号）」でございますが、歳入歳出予算額から、それぞれ 50 万 3 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 627 万 4 千円とするものでございます。45 ページをご覧ください。歳入の減額は、3 市負担金及び県支出金ほかの減額でございます。46 ページの歳出でございますが、消費生活相談員 1 名の産休を取得したことに伴いまして、嘱託員報酬及び社会保険料負担金の減額をお願いするものでございます。

平成 27 年度補正予算についての説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（西尾 隆久）これより質疑を行います。議第 5 号「平成 27 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）」について質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑が無いようですので、次に、議第 6 号「平成 27 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 7 号「平成 27 年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第8号「平成27年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第9号「平成27年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第10号「平成27年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第11号「平成27年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

議長（西尾 隆久）討論は無いようですので、これより採決を行います。議第5号「平成27年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第6号「平成27年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第1号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第7号「平成27年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第8号「平成27年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第9号「平成27年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しま

した。

議長（西尾 隆久）次に、議第 10 号「平成 27 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 11 号「平成 27 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、日程第 14、議第 12 号「平成 28 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」から、日程第 20、議第 18 号「平成 28 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」までを一括議題といたします。本案について執行部より説明を求めます。

事務局長（金子 淳）議長。

議長（西尾 隆久）事務局長、金子淳君。

事務局長（金子 淳）それでは、平成 28 年度予算に係ります議第 12 号から議第 18 号までを、一括で順次ご説明をいたします。始めに、2 号冊議案説明資料の 14 ページでございますが、平成 28 年度会計別予算表をご覧ください。平成 28 年度予算総額につきましては、3 億 1,590 万 5 千円で、前年度から 2,201 万 7 千円の減額、パーセントにいたしますと 6.5% の減額となります。主な増減の要因でございますが、一般会計につきましては、標準報酬制の導入に伴いまして、職員共済費が増額となります。それから、事務所移転に伴いまして、建物借上料が減額となっております。東濃西部ふるさと活性化基金特別会計につきましては、東濃地域消防広域化研究会の予備調査委託料を計上しておりますので、増額となっております。東濃看護専門学校事業特別会計につきましては、職員共済費の増額、施設設備の老朽化に伴いまして、施設修繕設備更新が増額となっております。東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計につきましては、貸付期間が満了となりました奨学生が増えましたので、それに伴いまして、貸付金が減額となっております。

それでは、会計ごとに順次説明いたします。

4 号冊平成 28 年度予算書の 1 ページをご覧ください。まず、議第 12 号「平成 28 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額は、それぞれ 4,249 万 5 千円を計上させていただいております。一般会計につきましては、事務局の事務経費及び狂犬病予防事業に係る経費となっております。5 ページをご覧ください。歳入の主な内訳でございますが、3 市負担金は 3,272 万 7 千円。83 万 9 千円の増額となっておりますが、職員の共済費ほかの増額と、建物借上料の減額の相殺によるものでございます。衛生手数料につきましては、畜犬登録の手数料及び注射済票の交付手数料でございます。平均実績に基づきまして、登録頭数は減少見込みとなっております。次に、6 ページの歳出の主な内訳でございますが、議会費は 14 万 4 千円計上させていただいております。総務費の一般管理費といたしまして、3,286 万 3 千円でございますが、主な内容といたしましては、職員の給料、職員手当等の人件費関係につきましては、3 市からの派遣一般職員 3 名分となっております。共済費の増額により、77

万円程の増額を見込んでおります。建物借上料につきましては、40万円程の減額となっております。その他につきましては、事務局の事務経費でございます。8ページをご覧ください。予防費でございますが、犬の登録、狂犬病予防注射の事務費でございます。内、負担金、補助及び交付金の424万1千円につきましては、3市への集合注射の実施等に対する、事務交付金でございます。なお、9ページから11ページにつきましては、給与費の明細書となっております。一般職員の給料、共済費、職員手当等は、現行の派遣職員3名分で計上しております。

次に、13ページをご覧ください。議第13号「平成28年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額は、それぞれ2,069万4千円計上いたしました。この特別会計では、ふるさと活性化基金の運用収入を活用した事業を実施しております。17ページをご覧ください。歳入の主な内訳でございますが、負担金として96万3千円を計上しております。東濃地域消防機能広域化研究会の予備調査事業に係ります、中津川市、恵那市分の負担金でございます。3市分につきましては、基金運用益を充当いたしますので、負担金はありません。次に、基金運用収入でございますが、1,963万1千円としておりますが、こちらがふるさと活性化基金約10億円の運用益でございます。次に、18ページの主な歳出の内訳でございますが、ふるさと振興費といたしまして1,687万9千円計上しております。181万4千円の増額となっておりますが、主に、消防機能広域化研究会予備調査事業によるものでございます。主な内容でございますが、委託料417万9千円の内、250万円で、消防機能広域化研究会として、東濃5市によります消防の通信指令機能の共同運用の研究事業を実施いたします。今年度は、5市消防担当課長及び中津川・恵那広域協議会によりまして、各消防の通信指令の運用の現状把握、先進地視察等を実施いたしました。来年度につきましては、専門のコンサルタント業者に委託をいたしまして、より仔細な調査を行うことで、5市統合の通信指令センター設置のためのスケジュール案の策定、概算経費の算定、立地等協定項目案の検討等を行ってまいりたいと考えております。負担金・補助及び交付金735万1千円につきましては、東濃西部ふるさと活性化基金補助金といたしまして、広域的な事業に補助をしております。今年度につきましては、「海外出展支援事業」といたしまして、岐阜県陶磁器工業組合連合会の「香港ハウスウェア・フェア」へのブース出展を支援いたしました。圏域内の7社が出展をされ、海外市場に向けた新商品を開発されて展示をされまして、100件以上の商談に繋がったことにより、今後のモデルケースといたしまして、後発企業への意識向上が見込まれるものと評価しております。また、同じく岐工連と美濃陶芸協会の共同で、ミラノ万博会場周辺におきまして「美濃焼プロモーション」が行われました。こちらにつきましては、レセプションパーティーでの美濃焼食器の使用、招待客への美濃焼の酒器や杯の配布、日本酒カフェでの3市の市章をあしらいました美濃焼ワイングラスの使用、その他プロモーション活動によりまして、美濃焼の魅力を海外のお客様に発信をされたとのことでございます。その他現在事業継続中でございますが、3市商工会議所を主体といたしました美濃焼のイメージ向上事業「美濃焼ブランディング事業」にも助成いたしております。平成28年度も引き続きまして、海外見本市等へ出店をされます企業を支援する広域的な業界団体を支援する「海外出店支援事業」、美濃焼ブランドのイメージ向上戦略である「美濃焼ブランディング事業」ほかに対して助成をしてみたいと考えております。その他、例年通り2年後の国際陶磁器フェスティバル等の将来支出に向けました基金への積立、観光パンフレットの発行、観光宣伝番組のFM放送等を行う予定としております。

次に、19ページをご覧ください。議第14号「平成28年度東濃看護専門学校事業特別会計予

算」につきまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ1億684万9千円を計上いたしました。この特別会計では、東濃看護専門学校管理・運営を行っております。東濃看護専門学校は、准看護師を正看護師にする昼間定時制の専門学校でございますが、近年、圏域外医療機関への卒業生の流出が問題でありました。看護師修学資金貸付事業と相まって、平成26年度の卒業生は、過半数の学生が圏域内の医療機関に就職していただきました。今後も圏域内の看護師不足への対応といたしまして、看護師修学資金貸付制度と合わせ、卒業生の圏域内就職の向上を推進してまいります。24ページをご覧ください。歳入の内訳でございますが、3市負担金につきましては、4,636万9千円でございます。439万4千円の増額となっておりますが、学生数の減少によります授業料収入等の減少と、老朽化等によります修繕費用等の増加を反映したものでございます。衛生使用料といたしまして4,160万円計上しておりますが、授業料や入学金でございます。341万余の減額となっておりますが、今年度中途退学者等が出たことによりまして、在学生が減少したことを反映したものでございます。財政調整基金の繰入金は、工事請負費及び備品購入費に充てるために、財政調整基金から繰り入れるものでございますが、97万4千円の増額となっておりますが、老朽化に伴います、建物修繕、備品更新等の必要からでございます。諸収入の1,462万8千円は、主に圏域外の学生からいただきます施設整備協力金及び教材実習費となっております。26ページの歳出の主な内訳でございますが、保健衛生総務費といたしまして、1億584万9千円。171万3千円の増額となっておりますが、職員共済費及び老朽化に伴う修繕工事等の増額によるものでございます。主な内容といたしましては、給料、職員手当、共済費等の人件費でございますが、土岐市派遣の一般職員1名と看護職員9名分でございます。共済費の分として75万円程度の増額を見込んでおります。修繕料につきましては、老朽化に伴いまして、受水槽の修繕等を予定しております。27ページでございますが、工事請負費の141万6千円につきましては、老朽化に伴います外壁の漏水修繕、それから、講堂カーテンレールの修理を行います。備品購入費につきましては、老朽化に伴います、実習用のダミー人形の更新等を行います。これらの財源については財政調整基金を充当する予定でございます。実習施設負担金につきましては、実習生1人あたり日額1千円を実習先の医療機関等にお支払をするものでございます。その他については事務経費でございます。なお、29ページから31ページにつきましては、給与費の明細書となっております。現行の一般職員1名、看護職員9名で集計いたしております。

次に、33ページをご覧ください。議第15号「平成28年度東濃西部少年センター事業特別会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,460万9千円を計上しております。こちらの特別会計では、東濃西部少年センターの管理・運営を実施しております。3市圏域内で200名のボランティア指導員による、声かけ活動を主体といたしました青少年の健全育成を実施しております。37ページをご覧ください。歳入の主な内訳でございますが、3市負担金につきましては、1,447万4千円でございます。44万1千円の増額となっておりますが、主に予備費の増額に伴うものでございます。38ページをご覧ください。歳出の主な内訳でございますが、社会教育総務費といたしまして、1,410万9千円計上しております。主な内容でございますが、旅費の費用弁償といたしまして245万9千円計上しておりますが、少年指導員200名分の街頭指導等に係ります、1回当たり1千円分の交通費等の費用弁償となっております。消耗品費は、圏域内の児童、生徒等に配布いたします、啓発物品の作成費用でございます。負担金、補助及び交付金の地区活動費といたしまして23万円計上しておりますが、3市の地区指導部への

活動交付金でございます。その他につきましては事務経費でございます。予備費につきましては、例年10万円を計上しておりましたが、必要な事態に対応出来るように50万円を計上させていただきました。なお、40ページにつきましては、給与費明細書となっております。

次に、41ページをご覧ください。議第16号「平成28年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ9,471万1千円計上しております。第2条の債務負担行為につきましては、43ページをご覧ください。平成28年度の新規奨学生は、多治見市を除きます、4市が4名を希望されております。期間につきましては、平成29年度から平成33年度まで、限度額は1人につき月額20万円としております。この特別会計は、中津川市、恵那市を加えました東濃5市で、地域医療に従事する医師確保のために、医学生に奨学資金の貸付事業を実施しております。圏域内の指定医療機関に一定期間勤務することによりまして、償還を免除するものでございます。46ページをご覧ください。歳入の主な内訳でございますが、組合負担金は4,140万円で、1,600万円の減額となっておりますが、こちらは貸付金の減額等によるものでございます。47ページをご覧ください。歳出の主な内訳でございますが、保健衛生総務費として9,471万1千円計上しております。2,321万1千円の減額でございますが、主に既決の奨学生が貸付期間を満了したことによるものでございます。主な内容といたしまして、貸付金の5,280万円、720万円の減額となっておりますが、平成23年度から平成27年度に決定いたしました奨学生17人分と、平成28年度新規奨学生4人分を計上しております。21名の奨学生の貸付を終了したため減額となっております。こちらの事業につきましては、平成20年度に事業を開始いたしました。医学部の卒業までに6年間、臨床研修に2年間、専門研修に概ね3年間を要し、医師として着任し、効果が表れるまで10年余りの期間が必要となっております。平成26年度に、1名が中津川市民病院で勤務を開始しましたが、現在は、他の医療機関で研修中でございます。平成28年度には、東濃厚生病院で1名が勤務を開始する予定でございます。平成29年度には更に3名、多治見市民病院、東濃厚生病院、土岐市立総合病院で、各1名ずつでございますが、勤務を開始する見込みでございます。その他につきましては、事務経費となっております。

次に、49ページをご覧ください。議第17号「平成28年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ2,959万2千円を計上いたしました。第2条の債務負担行為につきましては、51ページをご覧ください。東濃看護専門学校の学生1学年につき15人程度に修学資金を貸し付けるものでございます。期間につきましては、平成29年度から平成30年度まで、限度額は1人につき月額3万円としております。この特別会計では、3市の圏域内の看護師確保を目的に、東濃看護専門学校の学生への修学資金の貸付を実施しております。卒業後、一定期間以上、圏域内の医療機関等に勤務で償還を免除しております。54ページをご覧ください。歳入の内訳でございますが、3市負担金につきましては1,337万円を計上しております。3学年分の貸付額を負担金としていただいております。55ページの歳出の内訳でございますが、保健衛生総務費として2,959万2千円計上しております。主な内容といたしまして、貸付金1,620万円につきましては、平成26年度から27年度までに決定いたしました修学生と、平成28年度の新規修学生の分を計上しております。こちらの事業は、平成25年度に制度を開始したしまして、1学年につき15人程度に対しまして、一人当たり年間36万円を最大3年間貸し付けを行います。卒業後、最低2年間は圏域内の病院等に勤務いただくことで償還を免除しておりますが、一層の看護師定着のために、平成28年度からは、勤務期

間を貸付期間と同期間、最長3年間でございますが、こちらに改めました。また、圏域内に1年以上勤務した場合においての、一部償還免除を導入いたします。平成27年度は、この制度を利用した最初の卒業生9名が圏域内の医療機関に就職いたしました。今後も毎年度15名程度の看護師が、圏域内の医療機関に就業していただける予定としております。

最後でございますが、57ページをご覧ください。議第18号「平成28年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」につきまして、歳入歳出予算総額はそれぞれ695万5千円としております。こちらの特別会計では、消費者安全法に基づきまして、3市広域での消費生活相談事業を実施しております。専門資格を持った相談員を、スケールメリットを生かすために、広域組合で雇用いたしまして、3市相談窓口へ派遣しております。住民の方々の消費者トラブルに関します、さまざまな相談に対応しております。引き続き、ネット販売、訪問販売等に関する相談が増加しております。さらに、認知症の高齢者、障害者等の社会的弱者が被害者となる傾向がございます。福祉関係部局とも、継続して連携してまいりたいと考えております。61ページをご覧ください。歳入の主な内訳でございますが、3市負担金といたしまして、147万7千円を計上しております。63ページの歳出の主な内訳でございますが、消費生活相談費といたしまして、645万5千円でございますが、主な内容としては、嘱託員報酬、共済費は、専門資格を持った嘱託消費生活相談員2名分の人件費でございます。謝礼金は、岐阜県弁護士会と協定に基づきます、事例検討、弁護士相談に係ります謝礼の年間分でございます。相談内容の複雑化に伴いまして、業者から訴訟を提起されるような可能性に備えまして、相談員が、常時弁護士に相談が出来る体制としております。その他につきましては、事業に係る事務経費でございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度予算については以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（西尾 隆久）これより質疑を行います。議第12号「平成28年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」について質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（西尾 隆久）次に、議第13号「平成28年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」について質疑はありませんか。

5 番（館林 辰郎）はい。

議長（西尾 隆久）5番、館林辰郎君。

5 番（館林 辰郎）繰出金として、消費生活相談特別会計に繰り出されていますけれども、この関連についてですが、なぜここへ繰り出さなければならんか分からないんですけど、その辺の説明を願いたいと思います。

事務局長（金子 淳）議長。

議長（西尾 隆久）事務局長、金子淳君。

事務局長（金子 淳）そちらの繰出金につきましては、消費生活相談特別会計の設置をさせていただく前にですね、ふるさと活性化基金の果実を活用して、消費生活相談事業を行っております。現在は特別会計を設置しまして、3市から負担金をいただいて事業をやっておりますが、いきなり3市の負担金が増えるということについて、激変緩和措置としまして、従前まで事業を行っておりました特別会計から、基金の果実を少し繰出金として入れさせていただいている仕組みとなっております。以上でございます。

議 長（西尾 隆久）ほかに質疑はありませんか。

（その他質疑無し）

議 長（西尾 隆久）ほかに質疑は無いようですので、次に、議第 14 号「平成 28 年度東濃看護専門学校事業特別会計予算」について質疑はありませんか。

1 番（加藤 元司）はい。

議 長（西尾 隆久）1 番、加藤元司君。

1 番（加藤 元司）卒業生の受入状況について少しお尋ねいたします。先ほどの説明の中で、いわゆる圏域内就業率が多少上向いたとの説明がございました。具体的に数字をお示し願いたいのと、それから、今後の見通しをどういう風に考えて、今後の率を高めていくことについての考え方を、少しお示してください。

事務局長（金子 淳）議長。

議 長（西尾 隆久）事務局長、金子淳君。

事務局長（金子 淳）お手元に参考資料というものをお配りいたしておりますけれども、こちらの 3 ページをご覧くださいますと分かりやすいかと存じますけれども、平成 26 年度の卒業生につきまして、54.5 パーセントが圏域内の医療機関等へ就労いたしました。人数にいたしますと、18 名。33 名に対しまして 18 名でございます。その内 9 名が、私どもの修学資金の方をご利用いただいた学生ということで、圏域内への定着を今諮っておるところでございますが、今後どうやってしていくかということにつきまして、一定数については、看護師修学資金を活用いただくことで、圏域内の定着率は上昇したと考えておりますので、引き続き、学生に対しまして看護師修学資金を活用していただくこと、それから、平成 28 年度から制度を改めまして、看護師修学資金では、勤務期間をこれまで最長 2 年で良かったものを、3 年と延長いたしましたので、引き続き、それをもちまして、看護師の地元定着率を高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（西尾 隆久）ほかに質疑はありませんか。

（その他質疑無し）

議 長（西尾 隆久）ほかに質疑は無いようですので、次に、議第 15 号「平成 28 年度東濃西部少年センター事業特別会計予算」について質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 16 号「平成 28 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算」について質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 17 号「平成 28 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算」について質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、次に、議第 18 号「平成 28 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」について質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長（西尾 隆久）討論は無いようですので、これより採決を行います。最初に議第 12 号「平成 28 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算」を原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 13 号「平成 28 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 14 号「平成 28 年度東濃看護専門学校事業特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 15 号「平成 28 年度東濃西部少年センター事業特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 16 号「平成 28 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 17 号「平成 28 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、議第 18 号「平成 28 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算」については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議長（西尾 隆久）次に、日程第 21 発議第 1 号「地方自治法第 180 条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて議題といたします。提出議案に対する発議議員の説明を求めます。

4 番（熊谷 隆男）議長。

議 長（西尾 隆久）4番熊谷隆男君。

4 番（熊谷 隆男）発議第1号「地方自治法第180条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて」提案説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項では、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる」と規定されています。今回の発議は、議会運営及び執行部の所管事務をより円滑に進めていくことを目的として、議会の権限に属する軽易な事項に対し、管理者の専決処分事項を定めるものであります。専決処分事項は「多治見市の例による」といたしました。なお、管理者が上記事項について専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告しなければならないことになっています。附則におきましては、この告示の施行は告示の日からとしております。以上、提案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（西尾 隆久）これより質疑を行います。発議第1号「地方自治法180条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて」質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（西尾 隆久）質疑は無いようですので、これより討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

議 長（西尾 隆久）討論は無いようですので、これより採決を行います。発議第1号「地方自治法180条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて」を原案通り可決することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（西尾 隆久）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決することに決しました。

議 長（西尾 隆久）以上をもって、本定例会に付議されました事件等は、すべて終了しました。

本日の会議はこれをもって閉じ、平成28年第1回東濃西部広域行政事務組議会定例会を閉会といたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

西尾 隆久

署名議員

後藤 久男

署名議員

加藤 淳一
